

目次

I	普通保険約款	7
1 章	総則	7
1 条	（用語の定義）	7
2 条	（保険証券の不発行）	8
2 章	補償条項	8
3 条	（保険金を支払う場合）	8
4 条	（保険金の支払額）	8
5 条	（保険料の増額もしくは保険金額の減額または保険金の支払削減）	8
3 章	基本条項	9
6 条	（保険責任の始期および終期）	9
7 条	（保険料の払込み）	9
8 条	（保険契約が取消または無効となる場合）	10
9 条	（保険料払込猶予期間および契約失効、復活）	11
10 条	（保険料の領収前および払込猶予期間中の保険金のお支払い）	11
11 条	（告知義務）	12
12 条	（告知義務違反による保険契約の解除）	12
13 条	（保険契約を解除しない場合）	12
14 条	（通知義務）	13
15 条	（保険契約者、被保険者の住所その他登録情報の変更）	13
16 条	（保険契約者による保険契約の解除）	13
17 条	（重大事由による解除）	14
18 条	（保険契約解除の効力）	15

19 条	(事故の通知)	15
20 条	(保険料の返還 - 解除または解約の場合)	15
21 条	(保険契約内容の変更)	16
22 条	(保険料払込方法および払込方式の変更)	16
23 条	(契約者配当金)	16
24 条	(代位)	16
25 条	(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)	17
26 条	(一事故支払限度額)	17
27 条	(訴訟の提起)	17
28 条	(準拠法)	17
II	家財補償特約	18
1 条	(この特約の適用条件)	18
2 条	(用語の定義)	18
3 条	(保険金を支払う場合)	19
4 条	(保険金を支払わない場合)	21
5 条	(保険の対象の範囲)	23
6 条	(損害額の決定)	25
7 条	(損害保険金の支払額)	26
8 条	(失火見舞費用保険金の支払額)	27
9 条	(臨時費用保険金の支払額)	27
10 条	(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)	27
11 条	(残存物および盗難品の帰属)	28
12 条	(事故の通知)	29
13 条	(損害防止義務および損害防止費用)	29

14 条	(通知義務)	30
15 条	(保険金の請求手続き)	31
16 条	(保険金のお支払い方法と時期)	32
17 条	(保険金請求権の行使期間)	34
18 条	(準用規定)	34
III	修理費用特約	36
1 条	(この特約の適用条件)	36
2 条	(用語の定義)	36
3 条	(保険金を支払う場合)	37
4 条	(保険金を支払わない場合)	37
5 条	(被保険者の範囲)	38
6 条	(支払保険金の範囲)	39
7 条	(保険金の支払額)	39
8 条	(保険金の請求手続き)	39
9 条	(準用規定)	40
IV	借家人賠償責任補償特約	41
1 条	(この特約の適用条件)	41
2 条	(用語の定義)	41
3 条	(保険金を支払う場合)	42
4 条	(保険金を支払わない場合－その 1)	42
5 条	(保険金を支払わない場合－その 2)	43
6 条	(被保険者の範囲)	44
7 条	(当社による解決)	44
8 条	(支払保険金の範囲)	44

9 条	(保険金の支払額)	45
10 条	(先取特権)	45
11 条	(事故発生時の義務)	46
12 条	(事故発生時の義務違反)	47
13 条	(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)	47
14 条	(保険金の請求手続き)	48
15 条	(保険金の支払時期)	49
16 条	(保険金請求権の行使期間)	50
17 条	(代位)	51
18 条	(この特約が付帯された保険契約との関係)	51
19 条	(重大事由による解除)	51
20 条	(準用規定)	53
V	個人賠償責任補償特約	54
1 条	(この特約の適用条件)	54
2 条	(用語の定義)	54
3 条	(保険金を支払う場合)	55
4 条	(保険金を支払わない場合－その 1)	55
5 条	(保険金を支払わない場合－その 2)	56
6 条	(被保険者の範囲)	57
7 条	(個別適用)	57
8 条	(当社による解決)	57
9 条	(支払保険金の範囲)	58
10 条	(保険金の支払額)	58
11 条	(先取特権)	59

12 条	(事故発生時の義務)	59
13 条	(事故発生時の義務違反)	60
14 条	(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)	61
15 条	(保険金の請求手続き)	61
16 条	(保険金の支払時期)	63
17 条	(保険金請求権の行使期間)	64
18 条	(代位)	64
19 条	(重大事由による解除)	65
20 条	(この特約が付帯された保険契約との関係)	66
21 条	(準用規定)	66
VI	ドアロック交換費用特約	67
1 条	(この特約の適用条件)	67
2 条	(用語の定義)	67
3 条	(保険金を支払う場合)	67
4 条	(保険金を支払わない場合)	67
5 条	(保険金の支払額)	68
6 条	(保険金の請求手続き)	68
7 条	(準用規定)	68
VII	自動更新特約	69
1 条	(この特約の適用条件)	69
2 条	(保険契約の更新)	69
3 条	(準用規定)	70

I 普通保険約款

1章 総則

1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、別に定義のある場合は、それによります。

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
更新後の保険契約	直前の保険契約の保険期間の末日の翌日を始期として、その保険契約と同一の普通保険約款および特約に基づき継続して締結された保険契約をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、契約申込画面等の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
自己負担金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。
初回保険料	新たに締結した保険契約（更新後の保険契約を除きます。）において、次の保険料をいいます。 ①払込方法が月払の場合は第1回目の保険料 ②払込方法が一括払の場合はその保険料の全額
第2回目以降の保険料	初回保険料以外の保険料であって、次の保険料をいいます。 ①払込方法が月払の場合の第2回目以降の保険料。更新後の保険契約の第1回目の保険料も含みます。 ②払込方法が一括払の場合は、更新後の保険契約の保険料の全額 ③契約内容変更保険料および追加精算保険料
他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。
電磁的方法等	電子メール等の通信手段を利用する方法または当社が定めるものをいいます。
払込猶予期間	払込期日の属する月の翌月末日までの期間をいいます。

保険期間	保険契約確認証記載の保険期間をいいます。
保険金額	保険契約確認証記載の保険金額をいいます。
保険契約確認証	この保険契約の締結およびその内容を証する表示であり、当社が保険契約者に対し電磁的方法等によって提供するものをいいます。
保険媒介者	当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいい、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

2条 (保険証券の不発行)

1. 当社は、この保険契約において、保険証券、保険契約継続証またはこれに代わる書面を発行しません。
2. 当社は、この保険契約の内容を記載した保険契約確認証を電磁的方法等によって提示します。

2章 補償条項

3条 (保険金を支払う場合)

当社は、この保険契約に付帯された特約に従い、被保険者に保険金を支払います。

4条 (保険金の支払額)

第3条（保険金を支払う場合）に該当した場合に、当社がお支払いする保険金の額は、この保険契約に付帯された特約に従います。

5条 (保険料の増額もしくは保険金額の減額または保険金の支払削減)

1. 当社は、保険期間中に当社の収支状況が悪化し、保険料の計算基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生した場合は、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

2. 当社は、保険期間中の保険金支払が当社の想定を超えて著しく増加し、保険金のお支払いのための財源が不足する場合には、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。
3. 当社は、1. および 2. の適用を行う場合には、保険契約者に速やかに通知します。この場合、通知を行う前に発生した損害に対する保険金については、1. の保険金額の減額、2. の保険金支払いの削減は行いません。

3章 基本条項

6条 (保険責任の始期および終期)

1. 当社の保険責任は、保険期間の初日の午前 0 時（注）に始まり、末日の午後 12 時に終わります。
（注）保険契約確認証にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
2. 1. の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

7条 (保険料の払込み)

1. 保険料の払込方式は、月払または一括払とします。保険契約者は、初回保険料および第 2 回目以降の保険料について、次のいずれかの払込方法もしくはこれらの併用により、払込期日までに払込むものとします。
 - ① クレジットカード
 - ② デビットカード
 - ③ ①または②以外の電子決済サービスとして当社が定めるもの
 - ④ 携帯電話キャリア決済サービス
 - ⑤ 当社が定める基準を満たした無償で付与されるポイントによる支払
 - ⑥ コンビニエンスストア決済サービス
 - ⑦ その他当社が定める決済手段
2. 1. の領収日時は、次の日時とします。

- ① 保険料の払込方法が1.①に定めるクレジットカードによる払込みである場合は、クレジットカードのオーソリゼーション取得日時
 - ② 保険料の払込方法が1.②から⑦に定める払込みである場合は、各払込方法について、決済サービス提供者が認証および承認した日時
 - ③ 各種払込方法を併用した場合には、①と②のいずれか遅い日時
3. 1.の保険料の払込期日は、次のとおりとします。
- ① 初回保険料
保険契約の申込手続きが完了した時。ただし、当社が別途期日を指定した場合はその日とします。
 - ② 第2回目以降の保険料
 - (ア) 月払
保険期間の応当日（注）が属する月の末日
 - (イ) 一括払
保険期間の初日の属する月の末日。ただし、当社が別途期日を指定した場合はその日とします。
- （注）「応当日」とは、毎月における保険期間の初日と同一の日付の日のことをいいます。ただし、ある月に同一の日付の日がない場合（例：31日が始期で、その月に31日がない場合）は、その月の末日を応当日とします。
4. 保険料の領収書は発行しません。

8条 （保険契約が取消または無効となる場合）

- 1. 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫により当社が保険契約を締結した場合には、この保険契約を取消することができ、既に払込まれた保険料は返還しません。
- 2. 保険契約者または被保険者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、当社はこの保険契約を無効とし、既に払込まれた保険料は返還しません。
- 3. 既に被保険者を同じくする当社の他の保険契約があり、当社の保険契約のすべての保険金額（注1）を合算したときに、1被保険者当たりの上限保険金額（注2）を超える場合。この場合には、その時点で有効な、保険始期が最も早い保険契約から合

算し、1 被保険者当たりの上限保険金額を超えた保険契約（すべての特約部分も含む）を無効とします。この場合、当社は、無効となった保険契約について、既に払込まれた保険料の全額を返還します。

（注 1）特約を含みます。

（注 2）保険業法施行令第 1 条の 6（少額短期保険業に係る保険の保険金額）各号に定める金額、及び保険業法施行規則第 211 条の 31（保険金額の上限等に関する措置）をいいます。

9条 （保険料払込猶予期間および契約失効、復活）

1. 払込猶予期間までに初回保険料または第 2 回目以降の保険料の払込みがない場合には、この保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。
2. この保険契約が失効した場合の取扱いは以下のとおりです。
 - ① 保険契約が失効した日の属する月に保険契約者に対する書面または電磁的方法等により通知します。
 - ② 失効日以降に保険金お支払いの対象となる補償対象損害が生じても保険金をお支払いしません。
3. この保険契約は、契約の復活を取扱いません。すなわち、保険契約が失効した場合には再度契約申込を行う必要があります。

10条 （保険料の領収前および払込猶予期間中の保険金のお支払い）

1. 初回保険料の払込みについては、保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
2. 第 2 回目以降の保険料の払込みについては、払込猶予期間満了日までに保険料の払込みを怠った場合は、その保険料の払込期日翌日以降に生じた補償対象損害に対し、当社は保険金をお支払いしません。
3. 1.および 2.の場合において当社が保険金を支払っていた場合は、当社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。
4. 1.および 2.の規定にかかわらず、払込猶予期間満了日までに初回保険料または第 2 回目以降の保険料が払込まれた場合には当社は、保険料領収前または払込期日翌日以降に生じた事故による損害に対して、保険金をお支払いします。

11条 (告知義務)

保険契約者は、保険契約の締結の際、告知事項について当社に告げなければなりません。

12条 (告知義務違反による保険契約の解除)

1. 保険契約者または被保険者は、告知事項について、故意もしくは重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げたときは、当社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 当社は、保険金支払いの対象となる損害が発生した後においても、1.の規定によって保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、その損害に対して、当社は保険金をお支払いしません。また、既に保険金を支払っていた場合には、その返還を請求することができます。
3. 2.の規定にかかわらず、保険金支払いの対象となる損害の発生がこの保険契約の解除の原因となった事実または事項と関係がなかったことを保険契約者もしくは被保険者が証明した場合には、当社は、保険金をお支払いします。
4. 当社は、1.または2.の規定によってこの保険契約を解除する場合には、保険契約者に解除の通知を行います。ただし、正当な事由により保険契約者に通知が出来ない場合には、被保険者に解除の通知を行います。
5. 当社は、1.または2.の規定によってこの保険契約を解除する場合の、既に払込まれた保険料の返還は第20条（保険料の返還 - 解除または解約の場合）に従います。

13条 (保険契約を解除しない場合)

1. 当社は、次の場合には、第12条（告知義務違反による保険契約の解除）の規定にかかわらず保険契約を解除しません。
 - ① 当社が、保険契約締結の際、保険契約の解除の原因となる事実を知っていた場合、または過失のためにこれを知らなかった場合。
 - ② 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が告知事項の告知をすることを妨げた場合。
 - ③ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、告知事項の告知をしないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合。

- ④ 当社が、保険契約の解除の原因となる事実を知った日（事実を知った後であっても正当な事由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる日）からその日を含めて1ヶ月以内に解除の通知を行わなかった場合。
 - ⑤ 初年度の保険契約締結日からその日を含めて5年を超えて有効に継続した場合。
2. 1.②および③の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為が無かったとした場合でも、保険契約者または被保険者が、告知義務の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には適用しません。

14条 （通知義務）

保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が電磁的方法等によって提示したものにおいてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

15条 （保険契約者、被保険者の住所その他登録情報の変更）

1. 保険契約者は、保険契約者もしくは被保険者が住所または居所（注）その他の登録情報を変更した場合には、書面または電磁的方法等により、遅延なく当社に通知するものとします。
2. 保険契約者が、1.の通知をしなかった場合は、当社が知った最終の住所または居所（注）宛に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

（注）電子メールや携帯電話番号等の通信先を含みます。

16条 （保険契約者による保険契約の解除）

1. 保険契約者は、当社に対する書面または電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
2. 当社は、1.の規定によってこの保険契約を解除する場合の、既に払込まれた保険料の返還は第20条（保険料の返還 - 解除または解約の場合）に従います。

17条 （重大事由による解除）

1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面または電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - （ア）反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - （イ）反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - （ウ）反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - （エ）法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - （オ）その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
2. 1.の規定による解除が第3条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、1.①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第3条の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
3. 保険契約者または被保険者が1.③（ア）から（オ）までのいずれかに該当することにより1.の規定による解除がなされた場合には、2.の規定は、1.③（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。
4. 保険契約者への通知が正当な事由によってできない場合には、被保険者に解除の通知を行います。

5. 当社は、1.の規定によってこの保険契約を解除した場合の、既に払込まれた保険料の返還は第20条(保険料の返還 - 解除または解約の場合)に従います。

18条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

19条 (事故の通知)

事故の通知は、この保険契約に付帯された特約に従います。

20条 (保険料の返還 - 解除または解約の場合)

1. 保険契約を解除または解約する場合の保険料の返還については次のとおりです。
 - ① 保険責任の開始日時より前に解除または解約された場合
既に払込まれた保険料の全額を返還します。
 - ② ①以外の場合
 - (ア) 保険料の払込方式が月払の場合
保険料の返還はありません。ただし、解除または解約した日の属する月の翌月以降の保険料の入金を確認した場合は、翌月以降の保険料に相当する額の全額を返還します。
 - (イ) 保険料の払込方式が一括払の場合
この保険契約を解除または解約する日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に未経過期間の月数(注1)を保険期間の月数で除した割合を乗じて計算した金額(注2)を返還します。
(注1) 保険期間の月数から経過月数を差し引いた月数をいいます。
(注2) 1円未満の端数を切り捨てて計算します。
2. 保険料の返還は、保険契約者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとしします。

3. 保険料の返還は、当社の指定した方法でお支払いします。

21条 (保険契約内容の変更)

この保険契約の被保険者、保険金額および自己負担金額は、保険期間の中途において変更することはできません。ただし、当社が承諾をした場合はこの限りではありません。また、保険契約上の一切の権利・義務を保険契約者が第三者に承継させることはできません。

22条 (保険料払込方法および払込方式の変更)

この保険契約の保険料の払込方法および払込方式は、保険期間の中途において変更することはできません。ただし、当社が承諾をした場合はこの限りではありません。

23条 (契約者配当金)

この保険に契約者配当金はありません。

24条 (代位)

1. 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払った場合には、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは次の額を限度とします。
 - ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
2. 1.の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

3. 保険契約者および被保険者（これらの者の代理人を含む）は当社が取得する 1. の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

25条 （保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

1. この保険契約について、保険契約者または被保険者が 2 名以上である場合は、当社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
2. 1. の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の 1 名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
3. 保険契約者または被保険者が 2 名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

26条 （一事故支払限度額）

当社が 1 回の事故につき、家財補償特約、修理費用特約およびドアロック交換費用特約の規定に基づき支払われる保険金の合計額は、1,000 万円を限度とします。

27条 （訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、当社の本店の所在地または保険契約者もしくは被保険者（注）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします）をもって、合意による管轄裁判所とします。

（注）被保険者が 2 人以上いるときはその代表者とします。

28条 （準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。

II 家財補償特約

1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

2条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、別に定義のある場合は、それによります。

用語	定義
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
給排水設備	給排水設備とは、水道管、排水管、貯水タンク、給水タンク、トイレの水洗用の設備、雨樋、給湯設備、スプリンクラー設備および装置、スノーダクト（屋根の積雪を熱で融かして排水する設備）等を指し、常設されておらずその都度排水の用に供する排水ホースの類を除きます。なお、エア・コンディショナー、流し台、風呂槽、洗濯機、皿洗器および洗面台等については、本体に連なる排水管部分のみを給排水設備に含み、本体そのものは給排水設備に含みません。
高額貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
自己負担金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。
支払限度額	別表に掲げる支払限度額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

親族	6 親等内の血族、配偶者または3 親等内の姻族をいいます。
損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合は損害とみなしません。 ①ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合 ②第3 条（保険金を支払う場合）の事故が発生し、その復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合 ③第3 条（保険金を支払う場合）の事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された生活総合保険普通保険約款をいいます。
保険金	損害保険金、失火見舞費用保険金または臨時費用保険金をいいます。
保険金額	保険契約確認証記載のこの特約の保険金額をいいます。
保険の対象の価額	再調達価額をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

3条 （保険金を支払う場合）

1. 当社は、次に掲げる事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

	事故の区分	損害保険金を支払う場合
--	-------	-------------

①	火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象に損害が生じた場合
②	ア. 風災、雹災	風災（注1）または雹災によって保険の対象に損害（注2）が生じた場合
	イ. 雪災	雪災（注3）によって保険の対象に損害（注2）（注4）が生じた場合
③	ア. 外部からの物体の落下、飛来等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象に損害が生じた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②の事故による損害を除きます。
	イ. 水ぬれ	次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（注5）による水ぬれによって保険の対象に損害が生じた場合。ただし、②の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 (ア)給排水設備に生じた事故 (イ)被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
	ウ. 騒擾	騒擾およびこれに類似の集団行動（注6）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象に損害が生じた場合
④	ア. 盗難	盗難によって保険の対象に盗取、損傷または汚損の損害が生じた場合
	イ. 通貨、預貯金証書の盗難	保険契約確認証記載の建物内における生活用の通貨または生活用の預貯金証書の盗難によって損害が生じたとき。ただし、生活用の預貯金証書の盗難による損害については、次に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。 (ア)保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。 (イ)盗難にあった生活用の預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。

（注1）台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

- (注2) 風、雨、雪、雹^{ひょう}、砂塵^{じん}その他これらに類するものの吹込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害については、建物の外側の部分（外壁、屋根、開口部等をいいます。）が②の事故によって破損し、その破損部分から建物の内部への吹込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害に限ります。
- (注3) 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩^{なだれ}をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
- (注4) ②イの事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第16条（保険金のお支払い方法と時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、第12条（事故の通知）および第13条（損害防止義務および損害防止費用）の規定に基づく義務を負うものとします。
- (注5) 水が溢^{あふ}れることをいいます。
- (注6) 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、第4条（保険金を支払わない場合）2.①の暴動に至らないものをいいます。
2. 当社は、次に掲げる①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金を支払います。
- ① 保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（注1）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（注2）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
- ② 第三者（注1）の所有物（注3）の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。
- （注1）保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と同居する者の親族を除きます。
- （注2）区分所有建物の共用部分を含みます。
- （注3）動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所にあるものに限りします。
3. 当社は、1.の損害保険金が支払われる場合において、保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。

4条 （保険金を支払わない場合）

1. 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注 1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注 2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険契約者または被保険者が所有（注 3）または運転（注 4）する車両またはその積載物の衝突または接触
- ④ 第 3 条（保険金を支払う場合）1. ①から③までの事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- ⑤ 保険の対象である家財が保険契約確認証記載の建物内に収容されていないとき（注 5）に生じた事故

（注 1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注 2）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注 3）所有権留保条項付売買契約により購入した場合および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

（注 4）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

（注 5）物置、車庫その他の付属建物が保険契約確認証記載の建物に含まれる場合は、これに収容されているときを除きます。

2. 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注 1）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 2）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注 3）もしくは核燃料物質（注 3）によって汚染された物（注 4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって生じた損害

(注 1) ①から③までの事由によって発生した第 3 条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注 2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注 3) 使用済燃料を含みます。

(注 4) 原子核分裂生成物を含みます。

3. 当社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます
 - ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
 - ③ ねずみ食い、虫食い等
- （注）第 3 条（保険金を支払う場合）の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。
4. 当社は、保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

5条 （保険の対象の範囲）

1. この特約における保険の対象は、日本国内に所在する保険契約確認証記載の建物内に収容される被保険者が所有する家財（注）とします。
- （注）物置、車庫その他の付属建物が保険契約確認証記載の建物に含まれる場合は、これに収容される家財を含みます。
2. 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 自動車（注 1）、船舶（注 2）または航空機およびこれらの付属品
 - ② 通貨、小切手、商品券、手形その他の有価証券、預貯金証書、印紙、切手、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等（注 3）その他これらに類する物

- ③ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ④ 業務用の設備・什器等（注 4）
- ⑤ 商品・製品等（注 5）
- ⑥ 動物、植物等の生物
- ⑦ 法令により被保険者の所有または所持が禁止されているもの
- ⑧ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

（注 1）道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条（定義）第 2 項に定める自動車をいい、同条第 3 項に定める原動機付自転車を含みません。

（注 2）ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

（注 3）鉄道、バス、船舶もしくは航空機の乗車船券・航空券（定期券を除きます。）、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。

（注 4）設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。

（注 5）商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。

- 3. 建物と家財の所有者が異なる場合において、次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

- ① 畳、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

- 4. 被保険者と同居する者の所有する家財で保険契約確認証記載の建物内に収容されているもの（注）は、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

（注）物置、車庫その他の付属建物が保険契約確認証記載の建物に含まれる場合は、これに収容される家財を含みます。

- 5. 生活用の通貨または生活用の預貯金証書に第 3 条（保険金を支払う場合）1.④イの盗難による損害が生じたときは、2.の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この約款にいう再調達価額および保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

6条 (損害額の決定)

1. 当社が損害保険金として支払うべき損害の額は、その事故が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額に 3. の費用を加えた額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、次の算式（注）によって算出した額とします。ただし、3. の費用を除いた額は、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度とします。

修理費	+	3. の費用	-	修理に伴って生じた残存物 がある場合は、その価額	=	損害の額
-----	---	--------	---	-----------------------------	---	------

（注）算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

2. 1. の規定にかかわらず、高額貴金属等の損害の額は、保険価額（注 1）に 3. の費用を加えた額によって定めます。この場合において、損害が生じた高額貴金属等を修理することができるときには、次の算式（注 2）によって算出した額とします。ただし、3. の費用を除いた額は、保険価額（注 1）を限度とし、高額貴金属等の損害の額が 1 個または 1 組について 30 万円を超える場合は、3. の費用を除いた額を 30 万円とみなします。

修理費	+	3. の費用	-	修理によって保険の対象の価額 が増加した場合は、その増加額	-	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	=	損害の額
-----	---	--------	---	----------------------------------	---	-------------------------	---	------

（注 1）損害が生じた地および時における高額貴金属等の価額をいいます。

（注 2）算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

3. 1. および 2. の費用は、以下の費用をいいます。

費用の種類	費用の内容
-------	-------

①残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
②損害範囲確定費用	保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用（注1）をいいます。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（注2）を超える期間に対応する費用を除きます。

（注1）被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。

（注2）保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

4. 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、1.および2.の損害の額に含まれるものとします。ただし、次の額を限度とします。

① 高額貴金属等以外の家財については再調達価額

② 高額貴金属等については保険価額（注）

（注）損害が生じた地および時における高額貴金属等の価額をいいます。

7条 （損害保険金の支払額）

1. 当社は、1回の事故につき、保険金額の1.1倍を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

第6条（損害額の決定）の 規定による損害の額	－	保険契約確認証記載の 自己負担金額	=	損害保険金の額（注）
---------------------------	---	----------------------	---	------------

（注）第6条（損害額の決定）3.の費用を除いた額は、保険金額を限度とします。

2. 当社は、1.の規定によって支払うべき損害保険金の額と他の保険金の額との合計額が保険金額を超える場合でも第6条（損害額の決定）3.の費用を支払います。ただし、普通保険約款第26条（一事故支払限度額）に定める額を限度とします。
3. 1.の規定にかかわらず、第3条（保険金を支払う場合）1.④イの通貨、預貯金証書の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、下表の限度額を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

事故の区分	限度額
-------	-----

通貨の盗難	20 万円
預貯金証書の盗難	200 万円または家財の保険金額のいずれか低い額

8条 (失火見舞費用保険金の支払額)

1. 当社は、第3条（保険金を支払う場合）2.の失火見舞費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、保険金額の20%に相当する額を限度とします。

$$\boxed{\text{被災世帯の数}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{1 被災世帯あたりの支払額} \\ \text{(20 万円)} \end{array}} = \boxed{\text{失火見舞費用保険金の額}}$$

2. 1.の場合において、当社は、1.の規定によって支払うべき失火見舞費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、失火見舞費用保険金を支払います。ただし、普通保険約款第26条（一事故支払限度額）に定める額を限度とします。

9条 (臨時費用保険金の支払額)

1. 当社は、第3条（保険金を支払う場合）3.の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、30 万円を限度とします。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{第3条（保険金を支払う場合）} \\ \text{1.の損害保険金} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{支払割合} \\ \text{(10\%)} \end{array}} = \boxed{\text{臨時費用保険金の額}}$$

2. 1.の場合において、当社は、1.の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。ただし、普通保険約款第26条（一事故支払限度額）に定める額を限度とします。

10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

1. 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

2. 1.の場合において、再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときは、第3条（保険金を支払う場合）1.の損害保険金については、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

支払限度額

－

他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の額

=

第3条1.の損害保険金の額

3. 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、1.の規定をおののおの別に適用します。

11条 （残存物および盗難品の帰属）

1. 当社が第3条（保険金を支払う場合）1.の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。
2. 盗取された保険の対象について、当社が第3条（保険金を支払う場合）1.④の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第6条（損害額の決定）4.の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
3. 保険の対象が盗取された場合に、当社が第3条（保険金を支払う場合）1.④の損害保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の再調達価額（注1）に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

（注1）高額貴金属等については保険価額（注2）とします。

（注2）損害が生じた地および時における高額貴金属等の価額をいいます。

12条 （事故の通知）

1. 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当社に遅滞なく通知しなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

2. 保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
3. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく 1. の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

13条 （損害防止義務および損害防止費用）

1. 保険契約者または被保険者は、第 3 条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
2. 1. の場合において、保険契約者または被保険者が、第 3 条（保険金を支払う場合）1. ①の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款の規定により保険金が支払われないときを除き、当社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。

① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用

② 消火活動に使用したことにより損傷した物（注 1）の修理費用または再取得費用

③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（注 2）

（注 1）消火活動に従事した者の着用物を含みます。

（注 2）人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

3. 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく 1. に規定する義務を履行しなかった場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第 3 条（保険金を支払う場合）の事故による損害の額

－

損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額

=

損害の額

4. 第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）1.の規定は、2.に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第10条1.の規定中「支払限度額」とあるのは「第13条（損害防止義務および損害防止費用）2.によって当社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。
5. 2.の場合において、当社は、2.に規定する負担金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これを負担します。

14条 （通知義務）

1. 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
 - ① 保険の対象を収容する建物の用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面または電磁的方法等によって提供するものにおいてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
2. 1.の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく1.の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面または電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
3. 2.の規定は、当社が、2.の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
4. 2.の規定による解除が第3条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第3条の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
5. 4.の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第3条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

6. 2.の規定にかかわらず、1.の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面または電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面または電磁的方法等において定めたものをいいます。
7. 6.の規定による解除が第3条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第3条の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

15条 （保険金の請求手続き）

1. 当社に対する保険金請求権は、第3条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
2. 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出（注）しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ④ その他当社が第16条（保険金のお支払い方法と時期）1.に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類（注）または証拠として保険契約締結の際に当社が電磁的方法等によって提示したもの
（注）電磁的方法による情報を含みます。
3. 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）

（注1）第2条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

（注2）第2条の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。

4. 3.の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

5. 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、2.に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出（注）または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類を速やかに提出（注）し、必要な協力をしなければなりません。

（注）電磁的方法による情報を含みます。

6. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく5.の規定に違反した場合または2.、3.もしくは5.の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造（注）もしくは変造（注）した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）電磁的記録の改変を含みます。

16条 （保険金のお支払い方法と時期）

1. 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注 2）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
（注 1）被保険者が第 15 条（保険金の請求手続き）2. および 3. の規定による手続を完了した日をいいます。
（注 2）再調達価額または保険価額を含みます。
2. 1. の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、1. の規定にかかわらず、請求完了日（注 1）からその日を含めて次に掲げる日数（注 2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① 1. ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注 3）・・・180 日
 - ② 1. ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会・・・90 日
 - ③ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における 1. ①から⑤までの事項の確認のための調査・・・60 日
 - ④ 1. ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査・・・180 日
（注 1）被保険者が第 15 条（保険金の請求手続き）2. および 3. の規定による手続を完了した日をいいます。
（注 2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
（注 3）弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
3. 1. および 2. に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）は、これにより確認が遅延した期間については、1. または 2. の期間に算入しないものとします。
（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

4. 1. および 2. の規定による保険金のお支払いは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
5. 1. から 4. までの規定による保険金のお支払いは、当社の指定した方法でお支払いします。

17条 (保険金請求権の行使期間)

保険金の請求権は、第 15 条（保険金の請求手続き）1. に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

18条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

1	第 3 条（保険金を支払う場合）1. ①、②、③および ④アの損害保険金	家財	損害の額から、1 回の事故につき保険契約確認証記載の自己負担金額（注）を差し引いた残額 （注）他の保険契約等に、この保険契約の自己負担金額より低いものがある場合は、これらの自己負担金額のうち、最も低い額とします。
2	第 3 条（保険金を支払う場合）1. ④ イの損害保険金	(1) 通貨	1 回の事故につき、20 万円（注）または損害の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に、限度額が 20 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
		(2) 預貯金証書	1 回の事故につき、200 万円（注）または損害の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に、限度額が 200 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

3	第3条（保険金を支払う場合）2.の失火見舞費用保険金	失火見舞費用保険金	1回の事故につき、20万円（注）に被災世帯の数を乗じて得た額 （注）他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額とします。
4	第3条（保険金を支払う場合）3.の臨時費用保険金	臨時費用保険金	1回の事故につき、30万円（注） （注）他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

III 修理費用特約

1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

2条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、別に定める定義のある場合は、それによります。

用語	定義
貸主	借戸室の貸主をいい、転貸人を含みます。
事故	第3条（保険金を支払う場合）の事故をいいます。
自己負担金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。
借戸室	被保険者の借用する保険契約確認証記載の建物に所在する居住用の戸室(注)をいい、被保険者が借用または占有する物置、車庫その他の付属建物および屋外設備・装置であって敷地内に所在するものを含みます。 (注)事務所としても使用している場合を含みます。
修理費用	借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
損壊	滅失、汚損または損傷をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された生活総合保険普通保険約款をいいます。
保険金額	保険契約確認証記載のこの特約の保険金額をいいます。
本人	保険契約確認証の被保険者欄に記載の者をいいます。

3条 (保険金を支払う場合)

当社は、偶然な事故により、借戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的（注）に、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用を被保険者が負担したことによる損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。ただし、借家人賠償責任補償特約の規定によって保険金を支払う場合を除きます。

（注）借戸室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求められる状況をいいます。

4条 (保険金を支払わない場合)

1. 当社は、家財補償特約第4条（保険金を支払わない場合）に規定する事由のほか、次に掲げる事由によって生じた修理費用に対しても保険金を支払いません。

- ① 借戸室の貸主（注1）またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者（注2）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 家財補償特約第4条（保険金を支払わない場合）2.①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注1）借戸室の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

2. 当社は、発生原因がいかなる場合でも、次に掲げる借戸室の損壊による修理費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 借戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする親族の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に損害保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- ② 借戸室に対する加工、修理または調整の作業（注1）上の過失または技術の拙劣によって生じた損壊
- ③ 偶然な外来の事故に直接起因しない、借戸室の電気の作用に伴って発生した電氣的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損壊

- ④ 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者または貸主に対し法律上または契約上の責任（注 2）を負うべき損壊
 - ⑤ 詐欺または横領によって借戸室に生じた損壊
 - ⑥ 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損壊
 - ⑦ 借戸室のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注 3）であって、借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊
 - ⑧ 雨漏りおよび風、雨、雪、雹^{ひょう}、砂塵^{じん}、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損壊。ただし、借戸室の外側の部分（注 4）が第 3 条（保険金を支払う場合）に規定する事故によって破損することにともない、その破損部分から借戸室の内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損壊を除きます。
 - ⑨ 電球、ブラウン管等の管球類および LED 照明に生じた損壊。ただし、借戸室の他の部分と同時に損壊が生じた場合を除きます。
 - ⑩ 借戸室の自然の消耗もしくは劣化（注 5）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損壊その他類似の損壊またはねずみ食い、虫食い等に起因する損壊
 - ⑪ 借戸室の欠陥に起因する損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借戸室を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を原因とする事故による損壊を除きます。
 - ⑫ 専用水道管のパッキングのみに生じた損壊
 - ⑬ 爪とぎ、噛み癖等の一般的なペットの習性かつあらかじめ起こり得ると予測できる行動によって生じた損壊
- （注 1）借戸室の建築、増改築作業等を含みます。
- （注 2）保証書、延長保証制度に基づく製造者、販売者または荷送人等の責任を含みます。
- （注 3）落書きを含みます。
- （注 4）外壁、屋根、開口部等をいい、窓、扉を含みます。
- （注 5）日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。

5条 （被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者としします。

- ① 本人
- ② 本人と同居する者
- ③ ①または②に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注1）。ただし、その責任無能力者に関する第3条（保険金を支払う場合）の事故に限ります。
- ④ 建物の賃貸借契約書（注2）上の借主
（注1）その責任無能力者の親族に限ります。
（注2）賃貸借契約書には転貸借契約書を含みます。

6条 （支払保険金の範囲）

保険金支払の対象となる修理費用は、借戸室を実際に修理した費用をいいます。ただし、次に掲げるものの修理費用を除きます。

- ① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
- ② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借戸室居住者の共同の利用に供せられるもの

7条 （保険金の支払額）

1. 当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、修理費用の額から自己負担金額を差し引いた額とします。ただし、保険金額を限度とします。
2. 1.の規定にかかわらず、借戸室の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理した場合の修理費用については、当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、修理費用または10万円のいずれか低い額とします。

8条 （保険金の請求手続き）

家財補償特約の第15条（保険金の請求手続き）の規定は、修理費用特約についてもこれを準用します。この場合において、家財補償特約の第15条1.の規定中「第3条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し」とあるのは「第3

条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理した時から発生し」と読み替えるものとします。

9条 （準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、家財補償特約およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

IV 借家人賠償責任補償特約

1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

2条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、別に定義のある場合は、それによります。

用語	定義
貸主	借戸室の貸主をいい、転貸人を含みます。
事故	第3条（保険金を支払う場合）の事故をいいます。
自己負担金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。
借戸室	被保険者の借用する保険契約確認証記載の建物に所在する居住用の戸室(注)をいい、被保険者が借用または占有する物置、車庫その他の付属建物および屋外設備・装置であって敷地内に所在するものを含みます。 (注)事務所としても使用している場合を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
損壊	滅失、汚損または損傷をいいます。
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
普通保険約款	この特約が付帯された生活総合保険普通保険約款をいいます。
保険金額	保険契約確認証記載のこの特約の保険金額をいいます。
本人	保険契約確認証の被保険者欄に記載の者をいいます。

3条 (保険金を支払う場合)

当社は、借戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかの事故により、損壊した場合において、被保険者が借戸室について貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 破裂または爆発（注1）
- ③ 給排水設備（注2）に生じた事故に伴う漏水、放水または^{いっ}溢水（注3）による水ぬれ
（注1）気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
（注2）スプリンクラー設備・装置を含みます。
（注3）水が^{あふ}溢れることをいいます。

4条 (保険金を支払わない場合—その1)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注3）使用済燃料を含みます。

(注 4) 原子核分裂生成物を含みます。

5条 (保険金を支払わない場合—その2)

1. 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の心神喪失または指図。
 - ② 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
2. 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注 1）であって、借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊。
 - ② 借戸室の自然の消耗もしくは劣化（注 2）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損壊その他類似の損壊またはねずみ食い、虫食い等に起因する損壊。
 - ③ 借戸室の欠陥に起因する損壊。
（注 1）落書きを含みます。
（注 2）日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
3. 当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ② 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任
4. 当社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。

6条 (被保険者の範囲)

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 本人
- ② 本人と同居する者
- ③ ①または②に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注1）。ただし、その責任無能力者に関する第3条（保険金を支払う場合）の事故に限ります。
- ④ 建物の賃貸借契約書（注2）上の借主
（注1）その責任無能力者の親族に限ります。
（注2）賃貸借契約書には転貸借契約書を含みます。

7条 (当社による解決)

- 1. 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で貸主からの損害賠償請求の解決に当たることができます。
- 2. 1の場合は、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

8条 (支払保険金の範囲)

当社が支払う保険金の範囲は、次のとおりとします。

- ① 被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金
- ② 被保険者が支出した次の費用

区分	費用の内容
ア. 損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
イ. 権利保全行使費用	権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

ウ. 緊急措置費用	事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任のないことが判明した場合は、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面または電磁的方法等による同意を得て支出した費用
エ. 当社による解決費用	損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が直接要した費用
オ. 損害賠償解決費用	損害賠償請求の解決について、被保険者が当社の書面または電磁的方法等による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要した費用もしくは示談交渉に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

9条 (保険金の支払額)

- 当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。ただし、保険金額を限度とします。
 - 第8条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金の額
 - 第8条(支払保険金の範囲)②アからウの費用の額
- 当社は、1に定める保険金のほか、第8条(支払保険金の範囲)②エおよびオの合計額を支払います。ただし、1.①の損害賠償金の額が、保険金額を超える場合は、その保険金額の1.①の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。
- 当社が1回の事故につき支払うべき1.の保険金の額と、個人賠償責任補償特約第10条(保険金の支払額)1.の保険金の額の合計額が、保険契約確認証記載の賠償責任保険金額を超える場合は、個人賠償責任補償特約第10条1.の保険金の額がないものとして算出した1.の保険金の額および1.の保険金の額がないものとして算出した個人賠償責任補償特約第10条1.の保険金の額をもって比例配分した額をこの特約の保険金額とみなして、1.の規定を適用します。

10条 (先取特権)

- 貸主は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
(注) 第8条(支払保険金の範囲)②の費用に対する保険金請求権を除きます。
- 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。（注 1）
 - ② 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、貸主に支払う場合。
 - ③ 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、貸主が 1. の先取特権を行使したことにより、当社から直接、貸主に支払う場合。
 - ④ 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを貸主が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。（注 2）
（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。
（注2）貸主が承諾した金額を限度とします。
3. 保険金請求権（注）は貸主以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、2. ①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- （注）第 8 条(支払保険金の範囲)②の費用に対する保険金請求権を除きます。

11条 （事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第 3 条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること
- ② 次の事項を事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に、当社に通知すること。この場合において、当社が書面または電磁的方法等による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - （ア） 事故発生の日時、場所および事故の状況
 - （イ） 被害者の住所および氏名または名称
 - （ウ） 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- ③ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面または電磁的方法等による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ④ 他人に損害賠償の請求（注 1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること

- ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
 - ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
 - ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当社に通知すること。
 - ⑧ ①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- （注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- （注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

12条 （事故発生時の義務違反）

1. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第11条（事故発生時の義務）の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 第11条（事故発生時の義務）①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 第11条（事故発生時の義務）②もしくは同条③または⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
 - ③ 第11条（事故発生時の義務）④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 第11条（事故発生時の義務）⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
2. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第11条（事故発生時の義務）②、③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

13条 （他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

1. 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

2. 1.の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
3. 2.の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担金額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担金額を差し引いた額とします。

14条 （保険金の請求手続き）

1. 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
2. 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 当社の定める事故状況報告書
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ④ その他当社が第15条（保険金の支払時期）1.に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面または電磁的方法等によって提示したもの
3. 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）

(注1) 第2条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(注2) 第2条の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。

4. 3.の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません
5. 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者に対して、2.に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
6. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく 5.の規定に違反した場合または 2、3 もしくは 5.の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

15条 （保険金の支払時期）

1. 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて 30 日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が第14条（保険金の請求手続き）2. および3.の規定による手続を完了した日をいいます。

2. 1.の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、1.の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① 1.①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）・・・180日
 - ② 1.①から④までの事項を確認するための専門機関による診断、鑑定等の結果の照会・・・90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における1.①から⑤までの事項の確認のための調査・・・60日
 - ④ 1.①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査・・・180日
- （注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が第14条（保険金の請求手続き）2.および3.の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
3. 1.および2.に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、1.または2.の期間に算入しないものとします。
- （注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

16条 （保険金請求権の行使期間）

保険金請求権は、第14条（保険金の請求手続き）1.に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

17条 (代位)

1. 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、当社が支払った保険金の額または次の額のうちいずれか低い額を限度とします。
 - ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の額の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
2. 1.②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
3. 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する 1. または 2. の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

18条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

1. この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
2. この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

19条 (重大事由による解除)

1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面または電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

- ③ 保険契約者または被保険者（注 1）が、次のいずれかに該当すること。
- （ア） 反社会的勢力（注 2）に該当すると認められること。
 - （イ） 反社会的勢力（注 2）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - （ウ） 反社会的勢力（注 2）を不当に利用していると認められること。
 - （エ） 法人である場合において、反社会的勢力（注 2）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - （オ） その他反社会的勢力（注 2）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- （注1） 本人に限ります。
- （注2） 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
2. 当社は、本人以外の被保険者が、1.③(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面または電磁的方法等による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
3. 1. または 2. の規定による解除が第3条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、1.①から④までの事由または2.の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
4. 保険契約者または被保険者が1.③(ア)から(オ)までのいずれかに該当することにより1. または 2. の規定による解除がなされた場合には、3. の規定は、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害（注）については適用しません。
- （注） 第8条（支払保険金の範囲）に規定する費用のうち、1.③(ア)から(オ)までのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

20条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

V 個人賠償責任補償特約

1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

2条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、別に定義のある場合は、それによります。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注）のみに起因するものを除きます。 （注）特定の者への伝達を含みます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフトおよびガイドウェイバス（注）をいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 （注）専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいいます。
自己負担金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。
住宅	本人の居住の用に供される保険契約確認証記載の住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
普通保険約款	この特約が付帯された生活総合保険普通保険約款をいいます。

保険金額	保険契約確認証記載のこの特約の保険金額をいいます。
本人	保険契約確認証の被保険者欄に記載の者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

3条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が、保険期間中に日本国内において生じた次のいずれかに該当する偶然な事故により、他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故

（注）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

4条 (保険金を支払わない場合－その1)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注 3) 使用済燃料を含みます。

(注 4) 原子核分裂生成物を含みます。

5条 (保険金を支払わない場合—その2)

1. 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の事業、業務または職務の遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 主に被保険者の事業、業務または職務の用に供される動産または不動産（注 1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人（注 2）が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶・車両（注 3）または銃器（注 4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

（注 1）住宅の一部が主に被保険者の事業、業務または職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

（注 2）被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。

（注 3）原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。

（注 4）空気銃を除きます。
2. 被保険者が第 6 条（被保険者の範囲）1. ⑤に規定する者である場合は、1. ①から④までおよび⑥の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて、1. ①から④までおよび⑥を適用するものとします。

6条 (被保険者の範囲)

1. この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 本人
 - ② 本人の配偶者
 - ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ ①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注）。ただし、その責任無能力者に関する第3条（保険金を支払う場合）の事故に限ります。
（注）その責任無能力者の親族に限ります。
2. 1の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
3. 1の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当社に申し出て、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

7条 (個別適用)

被保険者が2名以上である場合は、第10条（保険金の支払額）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとにこの特約の規定を適用します。

8条 (当社による解決)

当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって当社の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。

9条 (支払保険金の範囲)

当社が支払う保険金の範囲は、次のとおりとします。

- ① 被保険者が支払うべき損害賠償金
- ② 被保険者が支出した次の費用

区分	費用の内容
ア. 損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
イ. 権利保全行使費用	権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
ウ. 緊急措置費用	事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任のないことが判明した場合は、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面または電磁的方法等による同意を得て支出した費用
エ. 当社による解決費用	損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が直接要した費用
オ. 損害賠償解決費用	損害賠償請求の解決について、被保険者が当社の書面または電磁的方法等による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要した費用もしくは示談交渉に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

10条 (保険金の支払額)

1. 当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。ただし、保険金額を限度とします。
 - ① 第9条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金の額
 - ② 第9条(支払保険金の範囲)②アからウの費用の額
2. 当社は、1に定める保険金のほか、第9条(支払保険金の範囲)②エおよびオの合計額を支払います。ただし、1.①の損害賠償金の額が、保険金額を超える場合は、その保険金額の1.①の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。
3. 当社が1回の事故につき支払うべき1.の保険金の額と、借家人賠償責任補償特約第9条(保険金の支払額)1.の保険金の額の合計額が、保険契約確認証記載の賠償責任保険金額を超える場合は、借家人賠償責任補償特約第9条1.の保険金の額がないも

のとして算出した1.の保険金の額および1.の保険金の額がないものとして算出した借家人賠償責任補償特約第9条1.の保険金の額をもって比例配分した額をこの特約の保険金額とみなして、1.の規定を適用します。

11条 (先取特権)

1. 第3条（保険金を支払う場合）の事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
（注）第9条（支払保険金の範囲）②の費用に対する保険金請求権を除きます。
2. 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合（注1）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が1の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（注2）

（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。
（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
3. 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または2.③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、2.①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
（注）第9条（支払保険金の範囲）の費用に対する保険金請求権を除きます。

12条 (事故発生時の義務)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第3条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること
- ② 次の事項を事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に、当社に通知すること。この場合において、当社が書面または電磁的方法等による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - (ア) 事故発生の日時、場所および事故の状況
 - (イ) 被害者の住所および氏名または名称
 - (ウ) 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- ③ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面または電磁的方法等による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ④ 他人に損害賠償の請求（注 1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること
- ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注 2）について遅滞なく当社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
 - （注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
 - （注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

13条 （事故発生時の義務違反）

- 1. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第 12 条（事故発生時の義務）の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 第 12 条（事故発生時の義務）①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 第 12 条（事故発生時の義務）②もしくは同条③または⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額

③ 第12条（事故発生時の義務）④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額

④ 第12条（事故発生時の義務）⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

2. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第12条（事故発生時の義務）②、③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

14条 （他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

1. 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
2. 1.の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
3. 2.の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担金額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担金額を差し引いた額とします。

15条 （保険金の請求手続き）

1. 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
2. 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 当社の定める事故状況報告書

- ③ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑦ 第3条（保険金を支払う場合）に規定する事故のうち他人の財物の損壊に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
 - ⑧ 第3条に規定する事故のうち軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に係る保険金の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類
 - ⑨ その他当社が第16条（保険金の支払時期）1.に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面または電磁的方法等によって提示したもの
（注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。
（注2）画像データを含みます。
3. 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）
（注1）第2条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
（注2）第2条の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。
4. 3.の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません

5. 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、2に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
6. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく5の規定に違反した場合または2、3もしくは5の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

16条 (保険金の支払時期)

1. 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が第15条（保険金の請求手続き）2.および3.の規定による手続を完了した日をいいます。
2. 1.の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、1.の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① 1.①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）・・・180日
- ② 1.①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会・・・90日
- ③ 1.③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会・・・120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における1.①から⑤までの事項の確認のための調査・・・60日
- ⑤ 1.①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査・・・180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が第15条（保険金の請求手続き）2.および3.の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- 3. 1.および2.に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、1.または2.の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

17条 （保険金請求権の行使期間）

保険金請求権は、第15条（保険金の請求手続き）1.に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

18条 （代位）

- 1. 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、当社が支払った保険金の額または次の額のうちいずれか低い額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の額の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- 2. 1.②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
 - 3. 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する 1.または 2. の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

19条 (重大事由による解除)

- 1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面または電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者（注 1）が、次のいずれかに該当すること。
 - （ア） 反社会的勢力（注 2）に該当すると認められること。
 - （イ） 反社会的勢力（注 2）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - （ウ） 反社会的勢力（注 2）を不当に利用していると認められること。
 - （エ） 法人である場合において、反社会的勢力（注 2）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - （オ） その他反社会的勢力（注 2）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注1) 本人に限ります。

(注2) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

2. 当社は、本人以外の被保険者が、1.③(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面または電磁的方法等による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
3. 1.または2.の規定による解除が第3条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、1.①から④までの事由または2.の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
4. 保険契約者または被保険者が1.③(ア)から(オ)までのいずれかに該当することにより1.または2.の規定による解除がなされた場合には、3.の規定は、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害（注）については適用しません。
(注) 第9条（支払保険金の範囲）に規定する費用のうち、1.③(ア)から(オ)までのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

20条 （この特約が付帯された保険契約との関係）

1. この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
2. この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

21条 （準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

VI ドアロック交換費用特約

1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

2条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、別に定める定義のある場合は、それによります。

用語	定義
自己負担金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された生活総合保険普通保険約款をいいます。
保険金額	保険契約確認証記載のこの特約の保険金額をいいます。

3条 (保険金を支払う場合)

当社は、日本国内において、保険契約確認証記載の建物のドア（注）の鍵が盗難された場合に、建物のドア（注）の錠の交換に要する費用を被保険者が負担したことによる損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に付帯された他の特約の規定によって保険金が支払われる場合を除きます。

（注）建物または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。

4条 (保険金を支払わない場合)

当社は、家財補償特約第4条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次に掲げる事由によって生じた損害についても保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（注 1）から業務を委託された者およびその使用人またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- ② 保険契約者または被保険者（注 1）の親族、使用人、同居人が自ら行いまたは加担した盗難
- ③ 鍵の置き忘れ（注 2）または紛失（注 3）

（注 1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注 2）置いた事実または置いた場所を忘れることをいいます。

（注 3）置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

5条 （保険金の支払額）

当社が 1 回の事故につき支払うべき保険金の額は、錠の交換に要する費用から自己負担金額を差し引いた額とします。ただし、保険金額を限度とします。

6条 （保険金の請求手続き）

家財補償特約の第 15 条（保険金の請求手続き）の規定は、ドアロック交換費用特約についてもこれを準用します。この場合において、家財補償特約の第 15 条 1. の規定中「第 3 条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し」とあるのは「第 3 条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が錠の交換に要する費用を負担した時から発生し」と読み替えるものとします。

7条 （準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、家財補償特約およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

VII 自動更新特約

1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

2条 (保険契約の更新)

1. 当社は、保険期間満了日の14日前までに、保険契約者に書面または電磁的方法等にて保険契約の更新案内（以下、「更新案内」といいます）を送信します。
2. 保険契約者は、更新案内に記載の更新後の保険契約の内容に変更すべき事項がある場合には、保険期間満了日の前日までに書面または電磁的方法等により当社に変更事項を通知する必要があります。
3. 更新案内には、更新後契約の更新時保険料を提示します。
4. 当社または保険契約者のいずれか一方から、保険期間満了日の前日までに特段の意思表示がない場合には、保険契約は更新前の保険契約の責任開始日時における保険金額と自己負担金額で更新されます（ただし6.②または③の調整がなされる場合はこの限りではありません。）。当社または保険契約者のいずれか一方から、保険期間満了日の前日までに契約の更新をしないことの意思表示があった場合には、保険契約は更新されません。契約の更新をしないことの意思表示は更新案内の受信以前にも行うことができます。
5. 保険契約が更新された場合には、当社は新たに保険契約確認証を、書面または電磁的方法等により提示します。
6. 当社は、保険契約を更新するときの保険料その他の契約内容の見直しを次のように取扱います。
 - ① 保険料等を見直す場合
当社は、収支状況に変化が生じ、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社の定めるところにより、更新時の保険料の増額または支払上限額の減額を行うことがあります。
 - ② 自己負担金額を見直す場合
当社は、物価変動等をモニタリングし、選択可能な自己負担金額を変更することがあります。更新前の保険契約で選択された自己負担金額が更新後の保険契約で選択できない場合、保険料も調整されます。

③ 保険金額を見直す場合

当社は、保険の対象の再調達価額と保険金額を比較し、保険金額が再調達価額よりも大きい場合には保険金額を減額し再調達価額以下となるように調整します。その場合、保険料も調整されます。

④ 更新を引き受けない場合

(ア) 当社は、不採算による継続引受の困難、引受方針の変更により保険契約を維持することが適切でないと判断した場合等、当社の経営上の理由により、保険契約者に予め通知した上で、保険契約を更新しない場合があります。

(イ) 更新前契約（当社の他の保険契約も含みます。）の保険金請求履歴等が著しく悪い場合には、保険契約を更新しない場合があります。

(ウ) 同一の保険契約者または被保険者の保険契約（すでに終了している当社の他の保険契約も含みます。）の無効・取消・解除・失効・解約がある場合には、保険契約を更新しない場合があります。

7. 更新時に当社がこの特約が付帯された保険契約を取扱っていない場合は、当社の定める他の同種の保険契約を案内することがあります。

3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。